

みんなで考えよう！公共施設の再編シンポジウム～次世代への責任を果たすために～

市では、厳しい財政状況の中、古くなった公共施設の建て替えが課題となっており、この課題に対応するため「公共施設等総合管理計画」を策定しました。計画に基づいて課題に取り組んできましたが、取組をさらに推進するため、現在計画の見直しを行っています。見直しにあたって、公共施設に関する取組に多くの方が興味を持っていただけるよう、市の取組や有識者による講演を市HPで動画配信します。

今後、市民参加型ワークショップも予定していますので、この機会にぜひご覧ください。

また、皆さんの意見を今後の取組に生かすため、Webアンケートも実施しますのでご協力ください。

- シンポジウム内容(動画配信)
  - 将来を見据えた施設再編の考え方
  - 学校施設の適正規模・適正配置
  - 学校施設を地域の拠点とした施設再編(千葉工業大学 倉斗准教授)

□動画配信期間・アンケート期間

9月14日(月)～10月31日(土)(予定)

▶公共施設マネジメント課

☎042-420-2800



動画はこちらから



アンケートはこちらから

【傍聴】 審議会など



せき 咳などの風邪症状や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。また、マスクの着用や手洗いなどにご協力をお願いします。

■教育委員会

時 9月26日(土)午後2時

場 田無第二庁舎4階

内 行政報告<sup>ほか</sup>

定 10人

▶教育企画課

☎042-420-2822

■西東京市男女平等参画推進委員会

時 9月29日(火)午後6時

場 田無庁舎2階

内 西東京市第4次男女平等参画推進計画の評価<sup>ほか</sup>

定 3人

▶協働コミュニティ課

☎042-439-0075

固定資産税の減額

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

▶資産税課 ☎042-460-9830

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡<sup>まで</sup>

□減額要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う

- 工事後3カ月以内に資産税課へ申告する
- 1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡<sup>まで</sup>)

□減額要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う

- 工事後3カ月以内に資産税課へ申告する
- 65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

● 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ● 1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ● 現在、新築住宅軽減および耐震改修

に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真<sup>など</sup>)と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡<sup>まで</sup>

□減額要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

無料市民相談

■一般市民相談

| 場所            | 日時                   |
|---------------|----------------------|
| 市民相談室(田無庁舎2階) | (月)～(金) 午前8時30分～午後5時 |

■専門相談(申込制) ※1枠30分 ※専門家が一緒に解決の糸口を探します。

新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、対面での相談を再開します。申込時に電話または対面相談のどちらをご希望かお知らせください。電話のみとなっている相談も対面相談に調整中ですので、申込時にご確認ください。対面相談をご希望される方は、自宅での検温や相談時のマスク着用などをお願いします。

□申込開始 9月18日(金)午前8時30分(★印は、9月4日から受付中)

□申込方法 市民相談室へ直接または電話

※申込開始日は大変混みますので、ご了承ください。

☎市民相談室 ☎042-460-9805

| 内容                | 相談方法  | 日時   |
|-------------------|-------|--|
| 法律相談              | 電話・対面 | 10月2日(金)・8日(木)・9日(金)午前9時～正午                                    |
|                   |       | 10月6日(火)・7日(水)・13日(火) 午後1時30分～4時30分                            |
| 人権・身の上相談          | 休止    | 法務省の電話相談などをご利用ください。<br>●みんなの人権110番 ☎0570-003-110 <sup>ほか</sup> |
| 交通事故相談            | 電話・対面 | ★9月29日(火) 午後9時～11時30分  |
|                   |       | 10月1日(水) 午後1時30分～4時  |
| 税務相談              | 電話・対面 | 10月1日(水)・14日(水) 午前9時～正午  |
| 不動産相談             | 電話・対面 | 10月8日(木) 午後1時30分～4時30分   |
|                   |       | 10月23日(金) 午前9時～正午  |
| 登記相談              | 電話    | 10月7日(水) 午前9時～正午   |
|                   |       | 10月15日(木) 午後1時30分～4時30分  |
| 表示登記相談            | 電話・対面 | 10月15日(木) 午後1時30分～4時30分  |
| 年金・労災・雇用保険・人事一般相談 | 電話・対面 | ★10月12日(月) 午後1時30分～4時30分                                       |
| 行政相談              | 電話    | 11月11日(水) 午後1時30分～4時30分  |
| 相続・遺言・成年後見等手続相談   | 電話・対面 | ★10月9日(金) 午後1時30分～4時30分  |

便利な証明書コンビニ交付サービスをご利用ください

住民票等自動交付機は8月31日で稼働を終了しました

市内7カ所に設置していた住民票等自動交付機は、本体の製造が中止され補修も困難となり、安定運用ができないことから、令和2年8月31日をもって稼働を終了しました。市民の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※詳細は、9月1日号または市HPをご覧ください。

□証明書コンビニ交付サービス

本市に住民登録があり、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニ交付サービスを利用できます。この場合、窓口よりも100円安く各種証明書を取得できます。

□利用方法

コンビニ交付サービスに対応したコンビニエンスストアのマルチコピー機(多機能端末機)でマイナンバーカードを利用して取得します。※利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)の入力が必要です。

□利用可能な場所

マルチコピー機が設置されている全国の主要なコンビニエンスストア

□利用可能な時間

午前6時30分～午後11時(12月29日から翌年1月3日およびメン

テナンス時を除く)

□取得できる証明書

- 住民票の写し(マイナンバーや住民票コードは記載されません)
- 印鑑登録証明書(事前に印鑑登録をされている方のみ) ● 戸籍の全部事項(謄本)証明書・個人事項(抄本)証明書・戸籍の附票の写し(住所・本籍が西東京市の方のみ) ● 市民税・都民税課税(非課税)証明書

□住民票・印鑑登録証明書を取得するためのその他の方法

住民票・印鑑登録証明書は、市役所両庁舎の市民課窓口または出張所窓口で取得できます。窓口での請求が難しい場合、電話予約による時間外交付や郵送による請求も可能です。※郵送による請求は印鑑登録証明書を除く。

詳細やマイナンバーカードの取得方法については、市HPまたは下記へお問い合わせください。

▶市民課 ☎042-460-9820

☎042-438-4020